

第5回太陽発電施設の適正な設置及び維持管理に関する検討会議

【日時】

令和8年5月11日（月曜日）18時00分から20時00分

【会場】

網走市役所本庁舎5階 議場

【参加者】

○委員

太田 雅幸（会長）	太田雅幸法律事務所 弁護士
笹木 潤（副会長）	東京農業大学生物産業学部 教授
二宮 直輝（代理）	網走市観光協会 推進役
黒田 幸市	網走市町内会連合会 会長
木村 朱美	一般公募委員
木村 潤一朗	一般公募委員

○アドバイザー

石井 一英	北海道大学大学院工学研究院 教授
高橋 寿一	専修大学大学院法学研究科 教授

○オブザーバー

疋田 賢哉	オホーツク総合振興局環境生活課 主幹
-------	--------------------

○事務局

寺口 貴広	市民環境部	部長	
古田 孝仁	同	生活環境課長	
會田 志帆	同	生活環境課環境対策係	係長
城石 一徹	同	生活環境課環境対策係	主事
倉橋 樹	同	生活環境課環境対策係	主事
福田 悠介	同	生活環境課環境対策係	主事

（関係職員）

立花 学	建設港湾部	部長
村上 雅彦	同	都市整備課長
仁木 篤史	農林水産部	農林課長
小沼 寛人	観光商工部	商工労働課長
井上 博登	同	観光課長

## 2.議題

(1)太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する中間報告について(網走市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関するガイドライン) 事務局より説明

### ●会長

当会議で提出いたしました中間報告の内容と、市の方で作成したガイドラインというのは、表現的などころは別として、大きく変わったというような部分はありませんでしょうか。

### ●事務局

中間報告で頂いたガイドライン案から変更のあった部分としましては、第9条の廃棄費用の確保の括弧書きの部分です。既存の事業者について経過措置を設けるということで、元々は何年以内という形で記載があったんですけども、それを変更させていただきまして『経過措置を設けて費用を確保すべきことを義務付けることを検討しています』という形に変更させていただきました。

### ●会長

経過措置の内容を少し抽象的に書き換えたということですかね。

### ●事務局

そうです。はい。

### ●会長

皆様からこれに対してご質問はございますか。

### ○委員

ガイドラインの第9条の中で、前回、太陽光発電施設の撤去及び処分に関する費用の部分に『原状回復』を入れた方がいいという意見があったと記憶しているのですが、ガイドラインにどのように反映されているのでしょうか。

### ●事務局

『原状回復』という言葉までは明言しておりません。基本的には施設の撤去は求めていきますが、土地全体を平らに均したり、植えた木をすべて取り除いたりといった『完全な原状回復』までを求めるのは現実的に難しいと判断しております。

### ○委員

分かりました。

### ●会長

続きまして議題の(2)「(仮称)網走市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例の制定に向けた方向性について」でございます。この件につきましては私と副会長の笹木先生とで事前に打合せを行い、試案、たたき台として資料をまとめましたので、私から説明をして皆様からご意見を頂戴したいと思います。

## 2.議題

(2)(仮称)網走市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例の制定に向けた方向性について 事務局より説明

### ●会長

まず、資料1の「ガイドラインと条例の異同」についてです。

皆様のご意見を踏まえて市当局で策定されたガイドラインと、今後目指す条例がどう違うのかという点について説明いたします。

両者は、網走市当局が太陽光発電事業者に守らせるルールであるという点において共通しています。しかし、大きく異なる点が2つあります。

1つ目は『法的拘束力』です。ガイドラインは行政指導の根拠となる文書であり、強力な指導は行えますが最終的な強制力はありません。これに対して条例は法的拘束力を持つため、改善命令を出したり、違反した者を処罰する条文を規定したりすることができます。2つ目は『制定手続き』です。ガイドラインは市長決裁で策定できますが、条例は市長が議会に案を提出し、議会の審議・可決を経る必要があるため、手続きが重くなっています。

市当局として、条例制定の見込みについてはどうお考えか、改めて発表していただけたらと思います。

#### ●事務局

条例制定の見込みについてご説明いたします。今後の流れとしましては、まず本検討会議に条例案の骨子をご検討いただき、市長への答申をいただきます。その後、早ければ9月定例会に条例案を提出し、議会に審議をお願いしたいと考えております。また制定後は半年程度の十分な周知期間を設けて施行する予定です。

#### ●会長

そうするとガイドラインは6月1日から施行して、条例は早ければ9月定例会でご審議いただくと。そうなると見込みとしては来年4月1日頃施行というような流れを見込んでいるということですかね。

#### ●事務局

はい、その通りです。

#### ●会長

そうなるとガイドラインと条例が随分接近して制定されるということにはなりませんかね。

#### ●事務局

ガイドラインと条例の施行時期が近くなるんですけれども、条例の方が法的拘束力があるということで、これについてはできるだけ早めに制定に向けて進めていければと考えております。

#### ●会長

これまでに議論いただいた『ガイドライン』の内容と、今後の『条例』との関係性について整理しました。

まず、ガイドラインの基本的な考え方が、今後議論していただく条例の骨格となります。ガイドラインの表現が条例の文言や審査基準へと横滑りしていき、基本内容は同じまま法的拘束力を持つものへと変化するとご理解ください。

もう一つ重要な点は、ガイドラインで抽象的・緩やかに書いていた部分を、条例では精緻に制度化しなければならないという点です。

例えば、第4条の『ゾーニング』については基本的にそのまま条例へ横滑りしますが、『切土や盛土』については少し異なります。ガイドラインの『できる限りしないように』といったふわっとした表現から、条例の審査基準では『何メートルを超える切土・盛土は許さない』といった緻密な制限へと練り上げていく必要があります。

もう1点、ガイドライン第5条第4項の『景観との関係性』について議論をお願いします。

ガイドラインには『アレイの高さを景観との調和に配慮したものとする』『植栽等によりできる限り見えないようにする』『色調を考慮する』といった記載があります。基本的には条例でも同じ議論が成り立ちますが、問題は『景観との調和に配慮』『できる限り』『考慮する』とは、具体的にどの程度のレベルを指すのかという点です。

判断の方向性として、大きく3つの考え方があると思います。1つ目は厳しめの考え方で、『周辺の道路から一切見えないようにする、完全に景観に溶け込ませて問題をすべて解消する』というレベル。2つ目はその中間で、『大方（8割程度）の人が見て、それほど気にならない』というレベル。3つ目は緩めの考え方で、『賛成と反対が半々くらいならよしとする』というレベルです。

この3つの方向性について、皆様のご意見をいただきたいのですが、いかがでしょうか。

#### ○委員

具体的な検討に入る前に、一つ確認させてください。この委員会では、条例についてどこまで検討するのでしょうか。具体的な条例案まで我々が作り上げるというお考えでしょうか。

#### ●会長

その点につきましては、資料8でのご説明を予定しておりましたが、具体的な条例のドラフトまで提案するとなると、質的にも量的にも非常に困難な作業となり、あと数回の会議では到底辿り着けないと考えております。ですので、我々としては完全な条文を作成するのではなく、『こういう項目についてはきちんと盛り込むべきだ』といった条例の荒々の方向性（骨格・骨子）を提示する形を想定しております。

#### ○委員

細かい条文まで我々で詰めるのは厳しいと思っていましたので、条例の骨子を提示するということであれば私も賛同します。

それを踏まえて、先ほどの資料1の『景観配慮の3つの方向性』についてお聞きします。例えば2つ目の『8割程度の人がよしとする』という基準ですが、これでもまだ少しふわっとしている気がします。条例として、実際にそのような条文を作ることは可能なのでしょうか。

#### ●会長

条文自体が少し抽象的な形になることは十分あり得ると考えています。重要なのは、その上で市当局が『審査基準として事業者にどこまで要求するのか』という考え方です。『景観に配慮する』『できる限り』『考慮する』とは具体的にどの程度の厳しさを指すのか。それを私たち検討会議から市へ提示したいという趣旨で、先ほどの3つの方向性を提示いたしました。

#### ○委員

では、景観ということで観光的な要素が大きいのかなと思うんですけれども、二宮代理いかがですか。

#### ○委員

観光の観点から言いますと、景観は地域の特徴を示し、観光客を呼び込むための非常に大きな要素です。一方で、開発や経済活動（太陽光パネルの設置など）と、

環境・景観の保全は、すべてを排除するのではなく、調整によって両立・調和させることが必要だとも考えております。

私は北海道の景観審議会の委員も務めておりますが、そこでも環境保全と経済活動の調和がよく議論になります。今回の条例においても、そのような形で環境保全と経済活動が一定程度調和・調整できるような基準を設けることが最も望ましいのではないかと考えます。

●会長

ありがとうございます。それでは、資料1の検討事項に記載のある『景観との調和に配慮』『できる限り』『考慮する』というのは、どういうことを私たちとして目指すべきなのかについて委員の皆様よりご意見をいただきたいと思っております。

○委員

観光と景観を守っていくというのは非常に難しい問題だと感じます。商売としてパネルを設置する事業者と、景観を大事にしたい我々とは立ち位置がかなり違うため、相容れない部分が出てきます。どこで調和を図るのかは難しく、すべてを条例等で縛り切れるのかどうか、もう少し検討する余地があるように感じています。

●会長

続いて他に、ご意見ございますか。

○委員

2つ目の案に『大方の人（8割程度）が気にならない程度であれば良しとする』とありますが、この『8割』というのは誰を対象にしているのでしょうか？ アンケート等を取って判断することなのではないでしょうか。

●会長

案①の『完全に隠す』というアプローチは景観保全に傾斜しすぎており、事業者に対する過度な規制になりかねません。一方で、案③のように『半々で良しとする』のは、事業者が少し対策しただけで認められてしまうため、景観保護が薄くなりすぎます。その中間にあるのが②です。これは『アンケートを取って厳密に8割の数字を出す』という意味ではなく、『常識的に、標準的な感覚の人から見て、ここまでやっていれば妥当だろう』と認められるレベル、という意味合いで書いております。

○委員

分かりました。ありがとうございます。

●会長

他に、ご意見ございますか。

○委員

一律の基準で切ってしまうのは難しいと思いますので、『エリア（場所）』で分けたら良いのではないのでしょうか。やはり観光地のすぐ横に施設があるのは非常によろしくないなので、しっかりと隠すか、むしろ建てさせない方向が良いと思います。一方で、工業団地のような場所であれば、建てたとしても問題はありません。このように、見えるところと見えないところで規制のレベルを分けるのが良いと思います。

●会長

全市的に一律の厳しさ・緩やかさでやるのではなく、場所や場面に応じて基準を変えるということですね。非常にブレイクスルー的な発想ですね。一律ではなく、自然環境や景観がとても貴重な観光地などは厳しく、経済活動を重視すべき場所はそれに応じた基準にする、というエリア分けの考え方ですね。この提案を受けて、笹木委員、いかがでしょうか。

○委員

私も場所によって基準を分けた方が良いと思います。資料にある那須塩原市の事例は、厳しい例として提示されているのでしょうか。この事例には『色彩』への配慮も入っているので、網走市でも取り入れてはどうかと考えているのですが、いかがでしょうか。

○アドバイザー

那須塩原市の事例は、比較的厳しい部類に入ります。ただ、すべてを一律に縛っているわけではありません。『抑制区域』には、緩衝帯や目隠しフェンスの設置を求めるなど、きついところは厳しく、それ以外は少し緩めというメリハリ（グラデーション）をつけています。先ほどのエリア分けのご意見と非常に通ずる部分があります。

●会長

委員の意見が一巡しましたが、ここで何か付け加えたいとかまとめたいとかいうご意見があれば発表していただけたらと思います。

○アドバイザー

補足させてください。那須塩原市の場合、今申し上げた『抑制区域』が市域のどれくらいを占めているかという、実はかなりの面積を占めています。抑制区域ではないのは市街地などすでに開発されている場所だけで、それ以外の大部分が指定されています。そのため、実質的には市域全域にわたってこのような大枠での規制がかかっている、というのが実態です。

●会長

ありがとうございます。場所によって基準を変えるべきだという点については、その通りだと思います。貴重な自然や景観がある場所と、能取工業団地のような産業振興のための場所、それぞれで厳しさに差をつける（濃淡をつける）という考え方には、皆様の方向性が一致したのかなと思います。

その上で戻ってくる問題として、どちらにも区分されないような場所、つまり『貴重な自然があるところ』から『産業振興的な工業団地』までの間に位置する、市域の大部分を占める中間的な場所をどう考えるかという点が残ります。ここについては一律には決められないということになりますかね。

まずは『場所によって規制の濃淡をつける』という大きな方向性を確認できたことは、大変貴重なご意見でした。

●事務局

本日欠席されている委員の方からのご意見を代読いたします。『高さや道路からの距離を数値的に定めても、田園風景や展望台からの眺望への悪影響、土砂災害の危険性は分かりづらい。3Dなどの立体図面を提出してもらい、設置後のイメージから圧迫感や違和感を客観的に確認して評価するのがよいのでは』とのご意見をいただいています。

また、景観配慮のレベルについて『資料1の案②の（大方の人がよしとする）レベ

ルが良い』とのご意見をいただいております。

●会長

ありがとうございます。1つ目の意見というのは数値目標的なものではなくて、イメージ図、設置した場合にどのように見えるかというのをフォトモンタージュみたいなものを作って、それで圧迫感とか実際の感覚的に見えるようなものを提示してもらうということですね。この点についてはいかがでしょうか。

○委員

ガイドライン案の中でも、すでに『影響が懸念される場合にはフォトモンタージュや想定写真、イメージ図を作成・提出してもらう』という規定を入れています。設置の規模がそれなりに大きいものであれば、ぜひそのようにやっていただいてもいいと思います。

●会長

次に資料2の議題に入ります。

今後の条例を『届出制』にするか『許可制』にするかという議論です。全国的には『届出制』が圧倒的に多いです。これは書類を提出すれば事業を行える仕組みで、行政による合否の審査はありません。そのため住民側に不安が残ると一面があります。一方の『許可制』は、事業者の申請に対して市が審査基準に照らして合否をチェックします。不合格なら事業はできませんし、無許可なら違法行為となります。ただし、市役所側にしっかりとした審査体制を築く必要があります。ここで市役所にお聞きしたいのですが、すべてを許可制にした場合の審査体制の負担などについて、いかがでしょうか。

●事務局

市といたしましては、10kW以上のすべてを許可制にしてしまうと、事業者の負担はもちろんです。申請が重なった際に市役所の審査に時間がかかり、人手も必要になってしまいます。そのため、すべてを許可制の対象とするのは難しいと考えております。

●会長

ありがとうございます。周辺を見ると、斜里町は届出制、釧路市は許可制となっています。今のご説明のとおり、人員に限られる網走市で『10kW以上すべて許可制』にするのは厳しい。しかし、だからといって『すべて届出制』にしてしまうと、巨大なメガソーラーまで届出だけで済んでしまい、本当にそれでいいのかという問題になります。

そこで、資料2にありますように『届出制と許可制の併用型』にしてはどうかというご提案です。例えば50kWや200kWといった一定の出力で線引きをして、それ未満の小規模施設は『届出制』、それ以上の大規模施設は厳密にチェックする『許可制』にするという仕組みです。実務的にも現実的な落としどころではないかと思いますが、この併用型について皆様のご意見を伺いたいです。いかがでしょうか。

○委員

併用型にするとして、もし『許可制』の対象になった場合、市として具体的にどのような『審査項目』を想定しているのでしょうか。

●事務局

まずは既存の法令に違反していないか、他法令の手続きが適正に行われているかの確認です。そして何より、今回ガイドラインを作った大きな目的の一つとして

『景観の保護』があげられます。眺望や景観資源に対する配慮がしっかりなされているかという『景観的な視点』が、条例の審査においても大きな要素になると現段階では考えております。具体的な審査項目については今後検討していきたいと考えております。

○委員

そうすると、景観に影響しそうな規模（ワット数）の線引きをどこにするのかが気になります。ちなみに、資料2の3ページ目に載っている太陽光施設の写真ですが、これはどれくらいの規模なのでしょう。

●事務局

緑色で囲った部分が潮見小学校向かいの太陽光発電施設で、大小合わせて出力400kWになります。大きい方が約250kW（約3000平方メートル）、小さい方が約150kW（約2000平方メートル）という規模感です。

○委員

ガイドラインでは『50kW以上』の施設に景観配慮を求めていますので、大きい方で250kW（3000平方メートル）ということは、『50kW』という基準は、かなり小さい部類に入るといえることですね。

●会長

そうですね。出力と面積は比例します。現在、ガイドラインでは『50kW以上』の施設に景観配慮を求めています。許可制と届出制の線引きをこの50kWと完全に一致させる必要はありません。委員の皆様には、この潮見地区の施設（250kWや150kW）をイメージしていただき、『このサイズなら絶対に許可制でチェックすべきだ』『いや、もっと小さい規模から許可制にすべきだ』といった感覚的なご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

○委員

家庭用は届出制で事業用は許可制でいいんじゃないかと思います。

●会長

基本的には家庭用っていうのは10kW未満なので規制対象外になります。逆に言うと10kW以上は全て許可制というご意見ですね。今後の条例の規律対象となる太陽光発電施設は全て許可制が適当だというのが意見ですかね。

●会長

他に賛同する意見、あるいは違う意見等ございましたらいただければと思うんですがどうでしょうか。アドバイザー何かこの件に関してございますか。

○アドバイザー

太田先生が提案された『届出制と許可制の併用』についてですが、全国的な事例として栃木県大田原市があります。ここは『50kW未満が届出制、50kW以上が許可制』という基準で運用しています。人口約6万8000人と網走市の倍程度の規模ですが、2018～2019年頃からすでに導入・運用されています。市役所としての審査負担がどれくらいか、実際にヒアリングしてみるのも参考になると思います。また、50kW未満を届出制にするとチェックが抜けてしまうという不安感はあるかと思います。しかし、資料にもあるように『届出制であっても、不適切な事業運営を是正・指導できる規定』を条例に組み込んでおけば、ある程度カバーすること

は可能です。全部を許可制にするか、一定規模で併用するかは、そうした仕組みとのバランスで検討できるかと思います。

●会長

市当局としてはどんなお考えなのか、実際の審査事務をするのは網走市役所ですから、率直なご意見をご提示いただけたらと思います。

●事務局

市といたしましては、先ほどの潮見の施設（400kW・約5000平方メートル）の半分程度、つまり面積にして約2500～3000平方メートルとなる『出力200kW以上』を許可制の基準としてはどうかと考えております。

●会長

その『200kW』という数字の根拠は何でしょうか。

●事務局

潮見の400kWの施設はかなり大きいと感じますが、その半分程度の規模であれば、周辺住民や景観への影響があまりないのではないかと想定したためです。

○委員

数値で一律に切るというより、先ほどの景観の議論と同じで『場所』によるものでも良い気がします。50kWや200kWであってもそれなりの敷地は取るわけで、状況によって判断すべき部分が大きいかと思います。

●会長

他市の条例でも『抑制区域内は許可制、それ以外は届出制』というように、出力ではなく『場所』で切る仕組みもあります。この件について、アドバイザーいかがでしょうか。

○アドバイザー

許可と届出の件についての考え方ですが、ガイドラインを作った一番大きな趣旨には、防災や生活環境の確保、自然環境の保全、景観形成などがあるかと思えます。規模要件で許可制と届出制に分ける手もありますが、基本的にはみんな『許可制』にしなから、規模や設置する場所によって満たすべき規定を変える方法もあるのではないかと思います。すべて許可制にすると審査が大変になると思うので、規模によって『簡易的な審査で許可を出す』ものと『フルでしっかり審査する』ものに分けるなど、届出と許可という議論ではなく、許可の中でグラデーションをつけるという考え方もあるのではないかと思います次第です

○アドバイザー

補足ですが、大田原市の条例では50kWで切っていますが、『抑制区域』の中であれば50kW未満であっても許可制になっています。今のアドバイザーのご意見と同じような内容になります。網走市でも、ガイドライン第4条の『設置を避けるべき区域』は防災や安全に関わる区域ですので、例えばここについては10kW以上すべてを許可制にするなど、そういう立法の可能性もあるのではないかと思います。

●会長

そうすると、許可制にしつつ軽微な審査と厳密な審査を設ける仕組みや、場所によって濃淡をつけるという議論も出てまいりました。また、先ほどアドバイザーからあった他市へのヒアリングを行い、どれほどの事務負担が発生するか調べた

上でもう少し議論することにいたしましょう。

●会長

続きまして、[資料3](#)の『事前協議』に関するお話です。多くの条例において、正規の届出や許可申請の手前に、当局に相談して一定の指導・助言を行う『事前協議』の手続きを置いています。不都合なものがあれば事前に是正を図り、審査基準に合っているかを確認する合理的な仕組みですが、市としてこの手続きを設定することについてどのような考えがありますか。

●事務局

届出制にしる許可制にしる、事前に内容を確認・情報共有させていただくことができます。その結果、より早い審査が見込まれ、申請等が円滑に進むと考えますので、事前協議はあった方がいいと考えております。

●会長

この仕組みについては皆様も特段の異論はないかと思えます。関連して1点、事前協議の中で『この場所で太陽光をやって大丈夫か（ゾーニングに引っかかっているか）』という問い合わせが想定されます。以前、石井アドバイザーから『市のホームページでゾーニングマップを見れるようにしてはどうか』という提案があり、市の宿題になっていましたが、いかがでしょうか。

●事務局

各所管課に確認しましたが、表示できるものとできないものがあります。所管課と調整しながら、できるものは出していきたいと考えております。

●会長

具体的に表示できない部分というのはどういう部分になりますか。

●事務局

『河川区域』です。地番ごとに決まっており、民有地が入ってきたりするため、担当課でも確認が難しい部分があります。直接担当課に照会していただくのが一番分かりやすいため、ホームページでの公表は難しいと考えています。

●会長

地図上に落とせるデータはできる限り公表し、そうできない分野については担当課に照会してもらおう、ということですね。では、その点について少し検討していただき、次回できる範囲でご報告をお願いいたします。

●会長

続いて[資料4](#)についてです。多くの条例、特に届出制を敷いている条例では、事業運営に支障があった際に『当局が指導・助言する』とだけ書かれており、言いつばなしになっているものが多く見受けられます。例えば脚注にある由布市の条例（第14条）では『必要があると認める時は指導、助言または勧告を行う』と抽象的で、実際にこれらができるのか不安が残ります。

一方で、えりも町の条例（第21条、22条）では、勧告ができる場合を1号から8号までがっちりと規定し、さらに勧告に従わなかった時は『命ずることができる』と出口までしっかり書いてあります。

指導・助言だけでは実効性が乏しいため、当市の条例でも指導・助言の要件をしっかりと書いた上で、正当な理由なく従わない場合には『改善命令（措置命令）』まで打てるように出口を書き切る方向で検討したいと思いますが、よろしいでしょう

か。

各委員：賛同

●会長

続きまして、資料5です。条例に違反した事業者に対してどのように実効性を担保するかという分野になります。

多くの条例では3つのアプローチがとられています。1つ目は『公表制度』です。違反事業者を公表する仕組みですが、大企業や地元企業には効いても、遠方から進出してきた企業などには公表されても痛手にならず、実効性に疑問が残ります。2つ目は『過料』です。ポイ捨てなどで科される5万円以下の行政処分としての制裁金ですが、本格的な太陽光発電の違反に対して軽すぎないかという議論があります。

3つ目は『罰金』です。無許可事業などに対する刑事罰ですが、これも5万円以下が多く効果に疑問がありますし、警察や裁判所の手続きが必要になります。

処罰規定まで置くのは行き過ぎか、置かないと実効性がないかという議論になりますが、アドバイザーはいかがでしょうか。

○アドバイザー

おっしゃる通り、公表されても構わないという企業に対しては公表制度は実効性がありません。過料か罰金にするかという点ですが、額が5万円等では実効性に問題があるため、違法行為を思いとどまらせるような効果を持つ規定が必要だと思っています。前科がつく罰金にするだけでも意味はあるかと思いますが、実効性が保てるかどうか重要です。委員の皆様のご意見も伺いたいところです。

●会長

罰金等のペナルティについて、やりすぎだという意見、あるいは必要だという意見等いかがでしょうか

○委員

罰金や刑罰もあった方がいいと思います。事業者きちんと最後まで責任を持ってもらうためにも、少し厳しさを与えた方がいいのかなと思いました。

●会長

他に何か意見のある方はいらっしゃいますか。

○委員

過料がいいのか罰金がいいのかというのはちょっと悩ましいと思うんですけども、やはり金額の大小じゃなくてペナルティを与えるという意味はやっぱり必要かなと思っています。

●会長

反対意見の方がいらっしゃればご意見を聞いてみたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員

太陽光発電なので、違反が改善されないなら系統に接続させなければいいだけではないですかね。商売になりませんから、それが一番効くんじゃないかと思います。

●会長

違う方向での実効性確保ですね。電気を売れなくしてしまえばいいということですが、それは国の制度の話でもあるので、条例で連携を禁止するところまでは私たちにはできないかと思います。

○アドバイザー

系統接続させなければいいというのは一理あると思いますが、おそらく廃棄の場面を考えると、そのまま放ったらかして居なくなっちゃう人に対しては、発電を止めても意味がないので、やはり最後まで面倒見てもらうという趣旨の方がいいのではないかと思いました。

●会長

ありがとうございます。委員のご意見を参考にしつつ、それが条例として仕組めるかどうかを少し考えていきたいと思っています。

●会長

もう一点、今後の条例化に向けた検討事項として、対象となる『太陽光発電施設』や『太陽光発電事業』とは何なのかという定義の問題があります。ガイドラインの第2条では『10kW以上のものを設置する事業。ただし、専ら一の世帯の日常生活や、居宅に附属する建物で営まれる”生業”に使われるものは除外する』と書いています。問題は、この『生業』とは具体的に何を指すのかという点です。もし条例に罰則を書くとなると、無許可や無届出の事業に対して検察官が判断を下す際、『太陽光発電事業に該当するかどうか曖昧で、こんな条文では起訴できません』という話が出てくる可能性があります。となると、ガイドラインの時には許されていた『緩やかに書いてあった曖昧な部分』も、罰則を導入するとなれば排除し、しっかり厳密に書かなければならなくなります。今後の条例化に向けた予告としてお伝えしておきます。

●会長

続きまして、資料6の『廃棄費用確保措置』についてです。ガイドラインでも議論していただきましたが、条例で費用確保を義務付けるとなると、『見込まれる費用』が具体的にいくらになるのか、その計算方法をきちんと書かなければなりません。ガイドラインで曖昧に書いてある部分を厳密にし、例えば神戸市の条例のように『1kWあたりいくら』と詳細に書いたり、『銀行に前もって預けて下ろせないようにする』といった厳格な決まりが必要になってきます。ただ、具体的な金額をどうするかについては業界の意見を伺わないと困る部分ですので、本日欠席されているアドバイザーからご意見をいただいた上で、次回の協議事項（宿題）としたいと思います。

もう1点、資料の最後にある『既存事業者に対する確保措置の適用』についてです。すでに事業を始めて10年経つようなところに対し、廃業時の放置を防ぐためにどうやって費用確保を求めていくかという、少し重たい問題があります。この問題についても、アドバイザーの考え方を聴取した上で、次回改めてご提案したいと思っています。

●会長

続きまして、資料7の『経過措置』についてでございます。今の問題とも関係するのですが、網走市でもすでに現実に事業を行っている事業者がたくさんおられます。そうした事業者たちに対して、今から新たに『許可申請をしてください』というのはおかしな話です。既存の事業者の既得権を尊重しなければいけないので、許可申請をしてもらった結果『不許可になるかもしれないよ』というのはやり

すぎだと思えます。したがって、この『規制が必要だという要請』と『既存の事業者の既得権の尊重という要請』をどのように調整するかということについて、さらに検討してまいりたいと思えます。ここについても、また次回ご提案いたします。

●会長

それでは最後の資料8についてです。冒頭で委員からも議論がありましたが、我々としてどのような『答申』をするのかという点です。

条文まできっちりと精査して市役所に提案するのは、我々にとっては少し荷が重いと思えます。ですので、条文の形ではなく『こういう項目をきちんと書き込めよ』と市役所に注文をつけるような提案にとどめるのが良いと考えています。ただ、あまりにもふわっとした項目だけでは物足りないため、ガイドライン以上のボリュームで『こういう項目を、こういう方向性で書いてほしい』と事柄をある程度書く構成にしたいと考えています。これなら、日頃から条文化を行っていない我々でも書くことができますし、実際の条文作成は市役所の方できちんとやってもらえば良いかと思えます。この方向性で進めることにいたしましょう。

いくつか宿題が残ってしまいましたが、また次回にご提案・開示したいと思えます。では、ここでアドバイザーの方やオブザーバーの方から、追加で申し述べたいご意見や発表したいことがあれば、ぜひお願いしたいと思えますが、いかがでしょうか。

○アドバイザー

我々や市民は簡単に『ガイドラインを作れ』『条例を作った方がいい』と言ってしまうのですが、いかに条例を作ることが大変なのか、そしてそれに対してこのような丁寧な議論をしていただき本当に感謝申し上げます。最後の答申のまとめ方についても、それでよろしいかと思えます。

○アドバイザー

私は2月の市民講演会から関わっていますが、当日は会場いっぱい人が来られ、質問も次々に引きも切らず、市民の皆様の関心の高さを実感しました。今回完成したガイドラインはどこでも非常に好評で、積極的に評価してくださる方が多いと推測しています。この流れをぜひ条例という形で結実させることができれば、網走市だけでなく北海道や全国レベルでも影響力があると思えますので、ぜひ条例化していただきたいです。

●会長

オブザーバーから何かご意見等ございますでしょうか。

○オブザーバー

皆様の議論を聞いていて、やはり条例にするにあたっては『環境』と『経済活動』の調和、うまくバランスを取っていくところが重要だと感じました。罰則や許認可制度をどのあたりまでやっていくのが一番適当なのか、次回以降も深く議論いただければ、素晴らしい条例が整うと思えます。

●会長

傍聴席の方で何かご発言したい方はいらっしゃいますでしょうか。

○傍聴者

私は豊かな自然環境を守るために活動をしている者です。国定公園に指定されている自然環境を次の世代に引き継いでいくため、太陽光発電に興味があり参加しまし

た。途中で投げやりになって放置されるような事業が散見されますが、できるだけ悔いを残さないような条例制定を進めていただきたいです。

●会長

次回はですね、本日の皆様のご意見を整理した上で、可能な範囲で答申すべき条例案の骨子となるもの、荒々を提示したいと思います。  
最後に今後のスケジュールについて事務局からご説明いただきたいなと思います。

●事務局

次回の第6回検討会議は6月中に開催を予定しております。詳細は調整し、追ってご連絡いたします。また、当初予定しておりました第7回検討会議についても、条例に向けた議論を慎重に行うため開催する方向で考えております。皆様には引き続きお力添えいただきますよう、よろしく願いいたします。

●事務局

以上で第5回検討会議を終了させていただきます。

4. 閉会